

答 申 第 79 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和6年4月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 9 月 4 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った、特定の事業に関する申込者への対応についての保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、三重県知事（以下「県の機関」という。）が令和 5 年 10 月 4 日付けで行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求人が訂正請求書、審査請求書及び意見陳述において主張している、訂正を求める箇所及び内容並びに訂正請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 訂正を求める箇所及び内容

ア 【申込者への対応について】

「理由を述べずに 2 回突然離席し、数十分にわたり戻らなかった」ではなく「理由をかたんに述べて席を立った。その理由の対処に時間を要し、30 分ほど待たせた」である。

イ 【復命書別紙 講座開催時のトラブルについて】

「2 回にわたって突然退席し、数十分にわたって戻らない」ではなく、「理由はかたんに言ったが退席してしまい 30 分ほど戻らなかった」である。

ただし、意見陳述において、ア、イともに「30 分」というのは、訂正内容を訂正請求書に具体的に記載したものの、審査請求人にも客観的証拠がないため、「何分」ということには、特にこだわりはないと主張している。

(2) 訂正請求の理由

急用ができ面談中離席したことは事実ではあるが、理由を簡単に述べて退席したのであって、無断ではない。その場には、県の機関が当該事業を委託した職員しかおらず、県の機関の職員は同席していなかった。証拠としては、私と直接、面談をしていた者しか確認ができないにもかかわらず、県の機関は、事業受託者の職員の聴き取りのみで判断し、それを県の機関の公文書に保存することは不適切である。審査請求人側に録音録画、第三者の証言という証拠はないが、県の機関にも同様に客観的証拠があるとは考えられないことから、県の機関が訂正しない理由にはならないため、審査請求人の請求は認められるものとする。また、数十分というのは、どのように把握しているのか不明である。

したがって本件訂正請求は、県の職員でなく、事業受託者の職員しか対応しておらず、かつ客観的証拠がない内容が県の機関の公文書として保存されることは、不適切であるから、その事実の訂正を求めるものである。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件訂正請求の対象公文書は、県の機関が委託している事業受託者からの報告を受けて、県の機関の職員が作成しているものである。

本件訂正請求を受けて、改めて当日対応した事業受託者の職員へ再度聴き取りを行い、事実関係の確認を行った結果、職員の話からは具体的な様子が伺え、特段不自然なところはなく、訂正の必要がないと判断した。

また、審査請求人から、訂正請求部分の記載が事実でないことを示す客観的根拠が提示されていないことから、訂正の必要があるとは認められなかった。

したがって、本件訂正請求については、法第 92 条に規定する「訂正請求に理由がある」とは認められないため、本決定を行ったものである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び県の機関の主張を具体的に検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 保有個人情報の訂正請求権について

法第 90 条第 1 項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。」旨を規定し、同項第 1 号に「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」をあげ、県の機関から開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することを権利として認めている。

(2) 訂正請求の手続きについて

法第 91 条第 1 項は、「訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出しなければならない。」と規定し、同項第 3 号に「訂正請求の趣旨及び理由」をあげ、当該事項を訂正請求書に記載すべき事項と定めている。「訂正請求の理由」の記載については、当該訂正請求を受けた県の機関が事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要である。

(3) 保有個人情報の訂正の要否について

法第 92 条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。

一方、審査請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても審査請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」と認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(4) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定の事業に関する申込者への対応についての記述である。

(5) 保有個人情報の不訂正の妥当性について

ア (1)で述べたとおり、保有個人情報の訂正請求は「事実」について認められるも

のであり、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、審査請求人が訂正を求める保有個人情報については、面談時の本人の行動に関する記載であり「事実」に該当すると認められるため、法第90条第1項に規定する訂正請求の対象となる。

イ (3)で述べたとおり、保有個人情報の訂正については、「当該請求の理由があると認めるとき」に訂正が必要となるが、具体的にどの部分について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、その結果、どのように訂正をすべきと考えているのか等を、訂正請求を受けた県の機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を審査請求人自らが、根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

ウ 審査会において、当日のセンター職員と審査請求人の面談記録を確認したところ、離席後、戻ってから所持品が無いとの発言があったことが記載されている。本件訂正請求の対象公文書は、県の機関が委託している事業受託者からの報告を受けて、審査請求人の対応について県の機関の職員が作成しているものである。

本件対象保有個人情報については、事業受託者が県の機関に当日報告した内容であり、相当程度事実即した内容と思料される。なお、日常的な事務処理において県の機関の職員が、事業受託者からの報告や聴き取りにより、文書を作成し、保存することは、当該担当者が所掌事務の執行にあたって通常必要と認められる範囲内の行為と考えられ、県の機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは言えない。

エ 意見陳述において、審査請求人は、離席する際に財布が無い旨の発言をしたと主張しているが、審査請求人の記憶に基づく証言しかしておらず、客観的な証拠を示していない。仮にそのような発言が離席の前後にあったとしても、それが訂正を求める「離席の理由を述べた」とまでは認められず、県の機関の主張を覆すに足る客観的な証拠や事情は特段認められない。

オ したがって、本件訂正請求において、県の機関が調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないとは認められず、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと判断したことは適当であり、同条の「保有個人情報の訂正をしなければならない」場合に該当するとは認められないことから、不訂正とした原処分は妥当であると判断する。

(6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 1 0 . 1 5	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 5 . 1 1 . 1 5	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 1 . 2 3	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 県の機関の補足説明及び資料の提出 ・ 審議 (令和5年度第9回第1部会)
R 6 . 3 . 1 1	・ 審議 (令和5年度第10回第1部会)
R 6 . 4 . 1 5	・ 審議 ・ 答申 (令和6年度第1回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。